

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、障害者（障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号第2条第1項第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害者の保護者又は障害者の介護を行う者（以下「障害者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与すること又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、只見町とする。

2 この事業は、障害者総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）に委託することができるものとする。

(指定相談支援事業者の選定)

第3条 指定相談支援事業者の選定に当たっては、障害者の援護について相当の経験及び知識を有し、障害者に関する各種の福祉施策について熟知していること及び地域の実情に精通している者を選定するものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業では、障害者等からの相談に応じ、次に掲げる援助を行う。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 専門機関の紹介に関すること。
- (6) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- (7) 虐待に関する相談に関すること。
- (8) 地域自立支援協議会に関すること。
- (9) その他障害者等福祉事業の推進に関して町長が必要と認めること。

(事業実施上の留意点)

第5条 この事業は、来所、電話、訪問等の方法により行う。

- 2 相談・指導の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮するものとする。

(関係機関との連携)

第6条 この事業の実施に際しては、関係行政機関、指定障害福祉サービス事業者等との緊密な連携を図り、この事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日より施行し、平成27年4月1日より適用する。